

環境影響評価審査書

57 トヨタテクノクラフト株式会社中井事業所（仮称）建設事業

I 総括事項

トヨタテクノクラフト株式会社中井事業所（仮称）建設事業（以下「本件事業」という。）は、トヨタ自動車株式会社及びトヨタテクノクラフト株式会社（以下「事業者」という。）が、共同事業として、足柄上郡中井町境字岩見坊300番地ほかの面積48,980平方メートルの土地（以下「実施区域」という。）において、モータースポーツ車、先行試作車及び特装車の開発及び製作を行う工場を建設しようとするものである。

実施区域は、第一東海自動車道の秦野中井インターチェンジの南西約1キロメートルの地域に研究開発を主体とする工業団地の形成を目的とした中井町境地区土地区画整理事業により開発された約530,000平方メートルの区域のほぼ中央に位置している。この工業団地を含む地域は、県が策定した「第二次新神奈川計画」の中で「グリーンテクなかい」整備計画として「西のハイテクゾーン」の一つを形成する地域として位置付けられている。この工業団地（以下「グリーンテクなかいBブロック」という。）では、実施区域の北隣で富士ゼロックス株式会社中井研究所（仮称）建設事業が予定されているほか、数社が進出を計画している。なお、中井町境地区土地区画整理事業については、平成元年に神奈川県環境影響評価条例に基づく審査が終了している。

実施区域の周辺の状況を見ると、秦野中井インターチェンジのほかに、北東側約200メートルには流通・工業施設用地として開発された約200,000平方メートルのグリーンテクなかいAブロックや六斗山住宅地が、南西側約200メートルには社会福祉施設の県立中井やまゆり園がある。また、平成4年12月に施行された「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（以下「特別措置法」という。）によれば、本件事業の実施される中井町は、自動車の交通が集中し、環境基準の確保が困難であると認められる県内の26市町の一つとして特定地域に指定されている。

本件事業は、このような地域に工場を建設しようとするものであることから、事業の実施に当たっては、次の諸点について十分配慮する必要がある。

まず、中井町境地区土地区画整理事業に係る環境影響予測評価書（以下「予測評価書」という。）の内容の確保についてである。

グリーンテクなかいBブロックに進出する企業は、予測評価書に記載された環境に関する条件を遵守して事業を計画する必要があるが、本件事業では、温水ボイラー等からの窒素酸化物の排出量等の排出諸元が明らかでない。したがって、排出諸元を明らかにし、予測評価書の内容を確保する方策を検討する必要がある。また、塗装の前処理排水には、予測評価書に記載された薬中水質浄化施設で処理対象としていない重金属等が含まれることから、排水処理に万全を期す必要がある。

次に、塗装作業に係る環境保全対策についてである。

塗装作業に使用する有機溶剤からの臭気については、排出濃度が低いことから周辺地域の生活環境に及ぼす影響は小さいとしている。しかしながら、今後グリーンテクなかいBブロックに進出する企業からの臭気も考えられるので、その臭気対策について検討する必要がある。また、塗料ミストには重金属が含まれることから、その排出をより一層防止する対策について検討する必要がある。

最後に、通勤輸送計画の見直しについてである。

実施区域周辺では、グリーンテクなかいBブロックのほかに、グリーンテクなかいAブロックへの企業進出に伴い通勤車両等の集中が予想されること、また、中井町が特別措置法に基づく特定地域に指定されたことを踏まえて進出企業に対し公共交通機関の利用を要請していることを考慮し、グリーンテクなかいBブロックに進出する企業と協議を行い、同地区が通勤輸送計画のモデルケースとなるように通勤車両の台数抑制や集中緩和などの方策を具体的に検討する必要がある。

以上、総括的な視点からの審査結果について述べてきたが、個別的な審査結果は次のとおりである。予測評価書の作成に当たっては、これらの内容を十分踏まえ、適切に対処する必要がある。

II 個別事項

1 悪臭

予測評価書案によれば、塗装作業に使用する有機溶剤については、各塗装ブースから排出される炭化水素系物質の排出口での濃度は、最も高い大型ブースの場合でも、キシレン換算で10.51ppmであり、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は小さいとしている。しかしながら、今後グリーンテクなかいBブロックに進出する企業からの臭気も考えられるので、有機溶剤の臭気対策について検討すること。

2 その他

(1)大気汚染について

予測評価書案によれば、温水ボイラー、冷温水発生機が多数設置されること、また、実施区域の位置するグリーンテクなかいBブロックは、今後も工場、研究所の進出が予定されていることなどから、実施区域周辺における窒素酸化物等の大気汚染物質の排出量は、現状に比べて増加することが予想される。したがって、ボイラーからの排出ガス量、窒素酸化物濃度等の排出諸元を明らかにし、予測評価書での大気汚染に係る予測結果を踏まえ、その結果によっては、窒素酸化物の削減について検討すること。

また、塗装作業に伴い発生する塗料ミストについて、湿式スクラバーにより95%を除去することが可能であるとしている。しかし、塗装中には顔料として重金属が含まれることから、より一層、塗料ミストの排出を防止する対策について検討すること。

(2)排水処理計画について

部品塗装の前処理排水には、クロム、鉛等の重金属が含まれることから、排水が地下に浸透し、土壤汚染を生ずることのないように、排水処理施設の構造、設置方法等について具体的に検討すること。

また、部品塗装の前処理等で界面活性剤の使用が考えられるが、その種類、量及び処理方法等によっては、その排水が中井町で管理する水質浄化施設において適正に処理できないと考えられるため、界面活性剤の種類等を明らかにすること。

(3)通勤輸送計画について

予測評価書案によれば、本事業所の総従業員数は850名で、そのうち自家用車通勤者は、60パーセントに当たる510名としている。さらに、実施区域周辺では、本事業所のほかに、富士ゼロックス株式会社中井研究所を始めとするグリーンテクなかいBブロックへの企業進出に伴う通勤車両等の増加や、さらにグリーンテクなかいAブロックからの車両も加わって、入社・退社時を中心に相当数の交通量が予想される。また、中井町は、平成4年12月に待別措置法に基づく特定地域に指定されたことを踏まえ、進出企業に対し公共交通機関の利用を要請している。したがって、本事業所を含めたグリーンテクなかいBブロックに進出する企業で同地区の従業員の通勤輸送計画について協議する場を設けて、同地区が通勤輸送計画のモデルケースとなるように、通勤車両の抑制を念頭に置いた必要な台数の把握や通勤車両の集中を緩和するための方策について具体的に検討すること。